

平成 28 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 ミ ル ボ ン 代表者の役職名 代表取締役社長 佐藤 龍二 (コード番号 4 9 1 9 東証第一部) 問い合わせ先 常務取締役 村井 正浩 T E L 0 6 - 6 9 2 8 - 2 3 3 1

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 28 年 1 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 17 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 34 条 (損害賠償責任の一部免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

法令が定める額とする。

害賠償責任に関する契約を締結することが

できる。ただし、その賠償責任の限度額は、

(下線部が変更箇所)

### 現 行 定 款 変 更 第 (損害賠償責任の一部免除) 第 34 条(省略) (損害賠償責任の一部免除) 第 34 条(省略) 第 34 条(省略) 2. 当会社は、<u>社外取締役</u>、社外監査役及 び会計監査人との間に、当会社に対する損 であるものを除く。)、監

2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役</u>及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 17 日 (木曜日) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 17 日 (木曜日)